

本橋裁判不当判決に関する見解

J R 東海労中央本部本橋書記長が新幹線エンジニアリング（株）（S E K）への強制出向を取り消し、元職場である東京仕業検査車両所（東仕両）に復帰を求めている地位確認請求裁判（通称：本橋裁判）で、東京地裁（須賀康太郎裁判長）は、本日（2024年3月13日）この訴えを却下した。

却下の理由としてS E Kで就労する再雇用契約をJ R 東海と取り交わしたからとしている。

しかし、本橋書記長はJ R 東海と再雇用契約を取り交わすにあたり、雇用を守るために不本意ではあるがS E Kでの就労をいったん認めたとうえで東仕両での就労を強く求める「通知」を添えて専任社員雇用契約書を送付しているのである。従って、出向は無効であると裁判で争うのは当然である。不適法などという判決は門前払いに等しい不当極まりないものである。

なにより、本橋書記長が声を大にして訴えていた「出向は、本人の同意が必要だ」ということに裁判所は全く答えていない。これは、民法625条の「使用者は、労働者の承諾を得なければ、その権利を第三者に譲り渡すことができない。」に明らかに抵触しているのである。

労働者の雇用を人質に取り、労働者の訴えについては問答無用と切り捨てるJ R 東海の居丈高な主張を補完する裁判所の判断は弾劾されなければならない。

さらに、判決では出向の基準とされているものやこれまでの運用に関して、会社の主張を鵜呑みにしているために誤った判断をしているところも数多くある。

今次判決は、十分に審理を尽くしていないために事実認定を誤り、企業経営に偏った不当判決と言わざるを得ない。

その意味では本橋書記長の出向という個人の問題にとどまらず、J R 東海に働く労働者、否、すべての労働者の権利と生存権を守るためにも更なるたたかいに決起しなければならない。

われわれは今次裁判闘争によって、本橋書記長の強制出向以降における東京車両所分会組合員の54歳原則出向を阻止するという大きな成果を勝ち取った。

われわれは勝ち取った成果に自信と確信を持ち、本橋書記長の東仕両への職場復帰を勝ち取るまで断固として控訴審で闘う！

全ての労働者のために！

2024年3月13日

J R 東海労働組合中央本部
J R 東海労新幹線地方本部
本橋裁判プロジェクト